

鴻巣市妊婦健康診査助成金(償還払い)手続きのご案内

鴻巣市では、契約外医療機関等で妊婦健康診査を受けた場合、市で定められた金額を上限額として助成します。

なお支給対象となるのは、母子健康手帳交付後の14回分が上限となります。

ご不明な点は鴻巣市保健センターまでお問い合わせください。

1 対象者

- (1) 健診受診日に鴻巣市に住民登録があること。
- (2) 鴻巣市と契約していない医療機関等にて自費で妊婦健診等を受けた方

2 助成対象となる費用

妊婦健康診査に係る自費（保険適用外）の費用を助成します。

自己負担額と助成上限額を比較して、少ない方の額が助成交付額となります。

3 申請手続き

- (1) 申請期間
出産後1年以内
- (2) 申請窓口
・鴻巣市役所 子育て支援課・鴻巣市保健センター・吹上支所福祉グループ
- (3) 提出書類
 - 鴻巣市妊婦健康診査助成金交付申請書
 - その他の必要書類
 - ・母子健康手帳の「妊娠中の経過」の写し（8, 9ページ）
 - ・未使用の助成券
 - ・医療機関が発行した領収書の写し（受診日、健診内容等が書かれたもの）
 - ・助成金の振込を希望する銀行等口座の通帳やカード
(助成金は口座振り込みとなります。番号等確認のために使用します。)

4 助成金の支給

審査の結果、交付要件に合致している場合は助成金交付決定通知書を郵送し、指定された口座に交付金を振り込みます。

交付要件に合致しない等、交付金の支給ができない場合は、その理由を記載した助成金不交付決定通知書を郵送します。

5 注意事項

母子健康手帳交付前の健診は対象外となります。

妊娠判定に関する検査費用および妊婦健康診査助成券に記載されている内容以外の検査項目は、助成の対象になりません。

問い合わせ先

鴻巣市保健センター

(子育て支援課母子保健担当)

電話：048-543-1562

FAX：048-543-5749

